

内水面漁業の振興に関する法律施行令の一部を改正する政令案について

1. 背景

最近のうなぎ資源の状況に鑑み、国際的な申合せに基づく規制を実施するため、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、農林水産大臣の許可を要する指定養殖業としてうなぎ養殖業を定めるとともに、所要の規定を整備する。

2. 概要

① 指定養殖業の指定【諮問対象】

最近のうなぎ資源をめぐる情勢に鑑み、法第26条第1項の規定に基づき、指定養殖業としてうなぎ養殖業を定める。

② 指定養殖業の許可の申請に係る特例

法第30条において読み替えて準用する漁業法（昭和24年法律第267号）第58条の2第6項の規定に基づき、指定養殖業の許可申請後養殖場が滅失した場合等に対応する救済措置について、その具体的な取扱いを定める。

③ 漁業法の準用についての技術的読替え

指定養殖業について、法第30条の規定により漁業法の規定を準用するに当たり必要な技術的読替えを定める。

④ うなぎ養殖業の許可に係る経過措置【諮問対象】

法第26条第4項の規定に基づき、本政令の施行前に法第28条第1項の規定による届出をした者は、平成27年漁期の一定の間は許可を受けたものとみなすこととする経過措置を定める。

⑤ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正

法の規定違反について公益通報した労働者が解雇等の不利的な取扱いを受けることのないよう保護するため、公益通報者保護法の対象法律として法を追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成27年5月上旬
施	行	平成27年6月1日（月）